

---

包装容器リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク

2005年 6月 2日

事務局長

須田 春海 様

ファッショニスタ **しまむら**・

〒331-9550

埼玉県 さいたま市 北区 宮原町 2-19-4

Tel. 048-652-2111 ・ Fax. 048-652-4106

拝復 陽春の候、貴ネットワーク事務局ますますご清栄の程、お喜び申し上げます。

お手紙をいただきました。 ご質問の件について、

弊社は良い会社を目指して、企業活動に伴う環境への配慮には特段努力を続けております。

特に包装資材・容器の問題に対しては、平素から取引先の海外の製造工場から一般消費者へ渡る全過程についての減量化と妥当性の追及を進めており、流通过程での中間物流のムダの排除には業界の先端を切っているものと思っております。

多段階の中間物流が日本の高コスト体質の問題点ですが、弊社はその過程を極力省き、しかも物量全体の資材の省資源化と再利用などにより、基本的な容器のゴミへの排出は、最小限とすべく改善しております。

さて、ご指摘の問題点については、一方的で誤解が多いものと思います。

弊社はこの問題について、従前から関東経済産業省とはたびたび打合せをし、幅広い対応を進めております。

このたびは、弊社を管轄する関東経済産業省を飛び越えて本省から直接に公表されたようですが、「包装容器に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」は本来包装資材・容器の削減であり、そこに努力がなされるべきものです。

問題点は、この法律に於ける指定法人が「日本容器包装リサイクル協会」の一つしかないことで、本来は国家が直接に事業すべきものであり、しかもこのような規模の大きい事業を特定の一任意団体に一方的に任す方式は、実質的な競争原理からの合理化と事業の進歩が見られなくなるものと思います。

現実にこの協会は単に市町村と特定事業者との間に入って、金銭の授受と委託をしているだけで、実質的に包装容器の減量化とリサイクルの促進への事業活動はなされていません。

しかしながら関東経済産業省との打合せの結果、現状では「日本容器包装リサイクル協会」以外の選択肢が無い状況から、既に当協会への申請を行っております。

さて現在の社会ではすべての商品がリサイクル・再使用されるべく努力する必要がありますが、この法律で平成 12 年度から加えられたプラスチック包装容器、紙製容器包装について、いわゆるレジ袋については、現実的にリサイクルする技術・仕組みがありません。

また現在の実用上で分別して再資源化されている事例もありません。

他の製品、例えば自動車や家電の様に回収することによって再資源化が計れるものについては相応の努力をもつて対応すべきものと思いますが、再資源化が計れないものについて同一の対応を求められることには難があると思われます。

また一方でレジ袋そのものを廃止、減らす方向が法律の趣旨とも思われますが、現実の店舗で消費者がレジ通過後、再度売場に戻られた場合にはお買い上げ品と未会計品の区別が無くなり、犯罪を誘発することとなって複雑な問題を引き起こします。

---

---

さらにこの法律で主張されるレジ袋の有料化については、私共も真剣に考慮しておりますが、何せ1枚数十銭の単位では現在の貨幣単位以下であり、運用に難があります。

私達はぜひ持続可能な社会への構築を目指して、環境に負担を与えるものを排除して、良い社会の構築へ実質的に仕事が進められればと存じております。

敬具

株式会社 **しまむら**

代表取締役会長

藤原 秀次郎

---